

### 【会費規定】

正会員の会費は以下の通りとする。

「従業員数」と「資本金」の二つの指標を会社規模の判定に採用する。

表中の「従業員数」と「資本金」のどちらか、該当金額の大きい方が会費となる。

なお、プラスチック関連以外の事業を営む法人の場合は、プラスチックに関連する従業員と資本金を判定の指標とする。（詳細はp4以降を参照）

	従業員数	資本金	会費年額	会費月額
①	25人未満	2.5千万円未満	60,000円	5,000円
②	50人未満	5千万円未満	90,000円	7,500円
③	100人未満	1億円未満	120,000円	10,000円
④	200人未満	2億円未満	180,000円	15,000円
⑤	300人未満	3億円未満	300,000円	25,000円
⑥	300人以上	3億円以上	420,000円	35,000円

\* 会費に消費税はかかりません（非課税）。会費は年度の開始前に1年間分を納めていただきます。振込手数料は会員が負担してください。

#### <表の見方>

例1：従業員数が20人で資本金が2000万円の場合

⇒①に該当するので、会費は年間60,000円。

例2：従業員数が20人で資本金が3000万円の場合

⇒②に該当するので、会費は年間90,000円。

例3：従業員数が35人で資本金が2000万円の場合

⇒②に該当するので、会費は年間90,000円。

#### <従業員数について>

①日本国内で雇用する従業員と日本国内の子会社（議決権の50%以上を保有）の国内従業員を合算して従業員数とする。従業員には正社員のほか、派遣社員やアルバイト／パートなど常時使用する従業員も含む。

\* 子会社が親会社とは別に単独で会員となっている場合は合算しない。

\* 海外の支店／工場で雇用する現地採用の従業員は含めない。

②プラスチックと関係の無い分野の事業も行っている会社の場合

● プラ部門の売上げが会社全体の売上げの半分以上の場合

⇒全従業員を対象とする。

● プラ部門の売上げが会社全体の売上げの半分未満の場合

⇒調査票に記載の計算式でプラスチック部門に関わる従業員数のみを算出する。（経理や人事などの間接部門を含む）

### ＜資本金について＞

①資本金についても、従業員数と同様にプラスチックと無関係の分野の事業がある場合は、従業員割合を基に該当する資本金を算出する。

#### ②子会社の取り扱い

日本国内に議決権の50%以上を保有する子会社があり、その子会社がプラスチック関連の業態の場合、子会社の株式持ち分相当の資本金を自社の資本金に合算することとする。ただし、その子会社が親会社とは別に単独で当会の会員となっている場合を除く。

### ＜従業員数・資本金の基準日＞

従業員数と資本金は前年度の12月末日を基準日とする。

会員から変更の申告が無い場合は、前年度の会費を適用する。（毎年の申告は不要）

【例】2023年4月年度の会費は、2022年12月末日の従業員数と資本金をもって決定する。

### ＜会費の請求と支払い＞

会費は事業年度が始まる毎年4月の一カ月半前（2月中旬）に請求することとし、会員は事業年度が始まる月の月末まで（4月末まで）に1年間分の会費を支払うものとする。

従業員数または資本金の増減により会費区分を変更する場合は、会員は前年度の1月末日までに事務局に通知することとする。

#### 【例】2026年度のケース

2025年12月末日：会費区分（従業員数・資本金）の基準日

2026年01月末日：会費区分変更通知の締切日

2026年02月中旬：2026年度の会費請求

2026年04月末日：会費支払い期限

### ＜途中入会＞

期の途中において入会した場合は、当該年度終了までの月数分の会費を一括して納入することとする。

### ＜会費および入会金の返金＞

期中において退会した場合、支払い済みの会費および入会金については返金しない。ただし、翌4月から始まる新事業年度の会費を支払ったものの、該当の新事業年度が始まる前に退会した場合は、既に支払った会費を返金する。（振込手数料は当該会社の負担とする。）

### 【正会員以外の会費】

#### ◎賛助会員

賛助会員の会費は従業員数・資本金に関わらず年額12万円（月額1万円）とする。

**◎特別会員**

特別会員（学識経験者などを想定）には会費納入義務を課さない。

**【入会金】**

入会金は、正会員と賛助会員は会費月額3か月分に相当する額とする。

特別会員については、入会金の納入は不要とする。

**【調査票】**

入会時または会社規模に変更があった場合は、入会希望者または会員は会費認定のための調査票を提出しなければならない。

以上

## 調査票について

調査票は3つに分かれています。

①調査票A (1枚)

全ての対象者は提出が必要です。

②調査票B (1枚)

プラスチックに関連する売上が会社全体の売上の半分以上を占める場合は、調査票Bを提出してください。

③調査票C (2枚)

プラスチックに関連する売上が会社全体の売上の半分未満の場合は、調査票Cを提出してください。

\* 売上金額は直近の年間決算の数字を使用してください。

【調査票の送付・お問い合わせは事務局まで】

(一社) 日本プラスチック機械工業会 事務局

電話 : 03-6273-2766 FAX : 03-6630-7068

メール : office\_jpm@ipfjapan.jp

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-11 外濠スカイビル 701

以上

<b>JPM 新会費認定のための調査票</b> (一社)日本プラスチック機械工業会 事務局 行 メール : office_jpm@ipfjapan.jp FAX : 03-6630-7068	<b>調査票 A</b> 2023 年 04 月版
---	------------------------------

**提出対象** : 対象者会員

\* 会費を決定する基本データとなります。事実と齟齬のないよう、正確な数字を記入してください。

会社名		
記入者	部署・役職	
	お名前	
電話番号		
E-mail		

貴社の年間売上について

\* 売上金額は直近の年間決算の数字を使用してください。

会社全体の年間売上（前年度決算）	内プラスチック関連部門の年間売上
円	円
プラスチック関連部門の割合（プラスチック関連部門の売上÷会社全体の売上）	
%	* 小数点未満四捨五入



50%以上の場合⇒	調査票 B を提出
50%未満の場合⇒	調査票 C（1/2 と 2/2）を提出

以上

<b>JPM 新会費認定のための調査票</b> (一社)日本プラスチック機械工業会 事務局 行 メール : office_jpm@ipfjapan.jp FAX : 03-6630-7068	<b>調査票B</b> 2023年04月版
---	--------------------------

**提出対象** : プラスチックに関連する売上が会社全体の売上の半分以上の会社

<b>会社名</b>	
------------	--

①従業員数と資本金について、直近12月末日時点の数字を記入してください。

<b>従業員数</b>	人
-------------	---

**【従業員について】**

日本国内で雇用する従業員と日本国内の子会社（議決権の50%以上を保有）の国内従業員を合算して従業員数とする。従業員には間接部門（総務・経理・人事など）に勤務する社員も含む。また、正社員のほか、派遣社員やパート／アルバイトなど常時使用する従業員も含む。

- \* 子会社が親会社とは別に単独で会員となっている場合は合算しない。
- \* 海外の支店／工場で雇用する現地採用の従業員は含めない。

<b>資本金</b>	円
------------	---

**【資本金について】**

日本国内に議決権の50%以上を保有する子会社があり、その子会社がプラスチック関連の業態の場合、子会社の株式持ち分相当の資本金を自社の資本金に合算することとする。ただし、その子会社が親会社とは別に単独で当会の会員となっている場合を除く。

②該当する従業員数と資本金に☑のうえ、大きな方の会費年額に☑してください。

- 例1 : 従業員数が 20人 で資本金が 2000万円 の場合⇒①に該当、会費は年間60,000円
- 例2 : 従業員数が 20人 で資本金が 3000万円 の場合⇒②に該当、会費は年間90,000円
- 例3 : 従業員数が 35人 で資本金が 2000万円 の場合⇒②に該当、会費は年間90,000円

	従業員数	資本金	会費年額	月額(参考)
①	<input type="checkbox"/> 25人未満	<input type="checkbox"/> 2.5千万円未満	<input type="checkbox"/> 60,000円	5,000円
②	<input type="checkbox"/> 50人未満	<input type="checkbox"/> 5千万円未満	<input type="checkbox"/> 90,000円	7,500円
③	<input type="checkbox"/> 100人未満	<input type="checkbox"/> 1億円未満	<input type="checkbox"/> 120,000円	10,000円
④	<input type="checkbox"/> 200人未満	<input type="checkbox"/> 2億円未満	<input type="checkbox"/> 180,000円	15,000円
⑤	<input type="checkbox"/> 300人未満	<input type="checkbox"/> 3億円未満	<input type="checkbox"/> 300,000円	25,000円
⑥	<input type="checkbox"/> 300人以上	<input type="checkbox"/> 3億円以上	<input type="checkbox"/> 420,000円	35,000円

\* 会費に消費税はかかりません（非課税）。

以上

**提出対象**: プラスチックに関連する売上が会社全体の売上の半分未満の会社

<b>会社名</b>	
------------	--

①プラスチック関連部門の「従業員数」を計算します。 基準日：直近12月末日

A: 総従業員数(本社+子会社)は?⇒		人
B: 間接部門(総務・経理・人事等)の従業員数は?⇒		人
C: 間接部門を除いた従業員数は? A-B (AからBを引く)⇒		人
D: プラスチック関連部門の従業員数は?⇒	D	人
E: 間接部門のうち、プラ部門の従業員とみなす人数は? [D (プラ部門人数) ÷ C (間接部門を除いた従業員数)] × B (間接部門人数)		
みなし間接部門人数 E		人

↓

\* 小数点以下四捨五入

F: みなし間接部門の人数を加えたプラ部門の従業員数は? D + E [プラ部門人数 + みなし間接部門人数]		
会費の金額を決定する基準となる従業員数⇒⇒		人

**【従業員について】**

日本国内で雇用する従業員を対象とする。日本国内の子会社(議決権の50%以上を保有)の国内従業員も合算する。従業員には間接部門(総務・経理・人事など)に勤務する社員も含む。また、正社員のほか、派遣社員やパート/アルバイトなど常時使用する従業員も含む。

\* 子会社が親会社とは別に単独で会員となっている場合は合算しない。

\* 海外の支店/工場で雇用する現地採用の従業員は含めない。

<p><b>【例】</b> プラスチック成形機以外に医療関連機器を製造している会社の場合</p> <p>&lt;前提&gt; 総従業員数は330人          内訳は、①プラスチック成形機部門200人、②医療関連機器部門100人、③間接部門30人(両部門にまたがる)。</p> <p>&lt;計算式&gt;</p> <p>◆ 間接部門30人のうち、プラ部門に関わるとみなす人数は?          ⇒ 間接部門30人 × [プラ部門200人 / (プラ部門200人 + 医療部門100人)]          = 間接部門30人 × 200/300 = 20人</p> <p>◆ 従って、会費の算定基準となる従業員数は、          ⇒ プラ成形機部門200人 + 間接部門20人 = 220人となる。</p>
--

<b>JPM 新会費認定のための調査票</b> (一社)日本プラスチック機械工業会 事務局 行 メール: office_jpm@ipfjapan.jp FAX: 03-6630-7068	<b>調査票 C 2/2</b>  2023年04月版
---	-----------------------------------

**提出対象**: プラスチックに関連する売上が会社全体の売上の半分未満の会社

会社名	
-----	--

②プラスチック関連部門の「資本金」を計算します。 基準日: 直近の12月末日

G: 資本金の総額 (本社+子会社) は? ⇒	円
H: プラ関連部門の従業員割合は? ⇒ 前頁の [D (プラ部門人数) / C (間接部門を除いた従業員数)]	%
I: 資本金のうち、プラ関連部門の資本金と見なす金額は? G (資本金総額) × H (プラ部門の従業員割合)	* 小数点以下 四捨五入



会費の金額を決定する基準となる資本金	円
--------------------	---

**【 資本金とは 】**

日本国内で雇用する従業員と日本国内の子会社 (議決権の 50%以上を保有) の資本金を合算して資本金とする。

③計算結果の従業員数と資本金に☑のうえ、大きな方の会費年額に☑してください。

	従業員数	資本金	会費年額	会費月額
①	<input type="checkbox"/> 25 人未満	<input type="checkbox"/> 2.5 千万円未満	<input type="checkbox"/> 60,000 円	5,000 円
②	<input type="checkbox"/> 50 人未満	<input type="checkbox"/> 5 千万円未満	<input type="checkbox"/> 90,000 円	7,500 円
③	<input type="checkbox"/> 100 人未満	<input type="checkbox"/> 1 億円未満	<input type="checkbox"/> 120,000 円	10,000 円
④	<input type="checkbox"/> 200 人未満	<input type="checkbox"/> 2 億円未満	<input type="checkbox"/> 180,000 円	15,000 円
⑤	<input type="checkbox"/> 300 人未満	<input type="checkbox"/> 3 億円未満	<input type="checkbox"/> 300,000 円	25,000 円
⑥	<input type="checkbox"/> 300 人以上	<input type="checkbox"/> 3 億円以上	<input type="checkbox"/> 420,000 円	35,000 円

\* 会費に消費税はかかりません (非課税)。

例 1: 従業員数が **20 人** で資本金が **2000 万円** の場合 ⇒ ①に該当するので、会費は年間 60,000 円。

例 2: 従業員数が **20 人** で資本金が **3000 万円** の場合 ⇒ ②に該当するので、会費は年間 90,000 円。

例 3: 従業員数が **35 人** で資本金が **2000 万円** の場合 ⇒ ②に該当するので、会費は年間 90,000 円。

以上

## 会費規定 特記事項

### ＜子会社について＞

日本国内に議決権の50%以上を保有する子会社があり、その子会社がプラスチック関連の業態の場合、子会社の株式持ち分相当の資本金を自社の資本金に合算することとする。また、従業員数についても子会社分を合算することとする。但し、その子会社が親会社とは別に単独で当会の会員となっている場合は合算しない。

### ＜売上金額の基準日＞

売上金額は当会の事業年度が始まる前年の年間決算の数字を使用する。

【例】2023年4月年度の場合、3月決算の会社は2021年4月始まり2022年3月末締め年度の決算、12月決算の会社は2022年1月始まり2022年12月末締め年度の決算をもってプラ事業割合を決定する。

### ＜従業員数・資本金の基準日＞

従業員数と資本金は当工業会の事業年度開始前の直近12月末日を基準日とする。

【例】2023年4月年度の会費は、2022年12月末日の従業員数と資本金をもって決定する。

### ＜会費の請求と支払＞

会費は当会の事業年度が始まる毎年4月の1カ月前（2月中旬）に請求することとし、会員は事業年度が始まる月の月末まで（4月末まで）に1年間分の会費を支払うものとする。

従業員数または資本金の増減により会費区分を変更する場合は、会員は当会の事業年度が始まる2か月前（1月末日）までに事務局に通知することとする。

【例】2026年度の会費支払いスケジュール

2025年12月末日：会費区分（従業員数・資本金）の基準日

2026年01月末日：会費区分変更通知の締切日

2026年02月中旬：2026年度の会費請求

2026年04月末日：会費支払い期限

### ＜途中入会＞

期の途中において入会した場合は、当該年度終了までの月数分（月割）の会費と入会金を一括して納入することとする。

### ＜会費および入会金の返金＞

期中において退会した場合、納入済みの会費および入会金については返金しない。ただし、翌4月から始まる新事業年度の会費を納入したものの、該当の新事業年度が始まる前に退会した場合は、既に支払った会費を返金する。（返金時の振込手数料は当該会社の負担とする。）

#### 【正会員以外の会費】

##### ◎賛助会員

賛助会員の会費は、従業員数・資本金に関わらず年額12万円（月額1万円）とする。（定額）

##### ◎特別会員

特別会員（学識経験者など）は、会費納入義務は無しとする。

#### 【入会金】

入会金は会費月額3倍とする。

以上